

河内長野市下水道管路施設包括的管理業務

要求水準書

令和2年7月

河内長野市 上下水道部

この要求水準書（以下「水準書」という。）は、河内長野市上下水道事業（以下「委託者」という。）が実施する下水道管路施設包括的管理業務（以下「本業務」という。）を受託する民間事業者（以下「受託者」という。）に求める業務の要求水準と受託者が実施しなければならない最低限の業務内容を定めるものである。本業務は、本水準書のほか、募集要項等に提示された条件並びに受託者の提案内容に基づいて行うものとする。

目 次

目 次	iii
第1章 総則	1
1. 業務目的	1
2. 適用範囲	1
3. 履行期間	1
4. 用語の定義	1
5. 費用の負担	1
6. 法令等の遵守	1
7. 中立性の堅持	2
8. 公益確保の義務	2
9. 提出書類	2
10. 官公署等への手続き	2
11. 業務実施体制	2
12. 再委託先の届出	3
13. 河内長野市の契約からの暴力団排除	3
14. 地域住民等との協調	3
15. 協力義務	3
16. 損害賠償及び補償	3
17. 工程管理	4
18. 業務事務所	4
19. 機材の準備	4
20. 打合せ及び記録	4
21. 貸与資料等	5
22. 参考図書	5
23. 証明書の交付	5
第2章 安全管理	6
1. 一般事項	6
2. 安全教育	6
3. 労働災害防止	6
4. 公衆災害防止	7
5. 交通安全対策	7
6. その他	7
第3章 業務内容	8
第1節 共通	8
1. 一般事項	8

第2節	マネジメント業務	8
2.	マネジメント業務	8
3.	業務計画書	9
4.	月間維持管理計画	9
5.	維持管理に必要なマニュアル	9
第3節	計画的維持管理業務	9
6.	巡視・点検及び調査業務	9
7.	調査業務	11
8.	清掃業務	12
9-1.	修繕業務	12
9-2.	修繕業務（部分改築工事）	13
10.	廃棄物の適切な処理	13
第4節	日常的維持管理業務	13
11.	住民対応等業務	13
12.	他工事等立会業務	14
13.	災害対応業務	14
第5節	計画等変更業務	14
第5-1節	維持管理計画、下水道ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画変更業務	14
14.	施設情報の収集・整理（共通）	15
15.	リスクの評価（ストックマネジメント計画）	15
16.	施設管理の目標設定（ストックマネジメント計画）	15
17.	長期的な改築事業シナリオの設定（ストックマネジメント計画）	15
18.	点検・調査計画の策定（ストックマネジメント計画）	16
19.	修繕・改築計画の策定（ストックマネジメント計画）	16
20.	報告書作成（ストックマネジメント計画）	17
21.	現行維持管理計画の構成・内容見直し	17
22.	下水道施設の地震対策に関する基本方針の設定（下水道総合地震対策計画）	18
23.	対象施設の条件整理および選定（下水道総合地震対策計画）	18
24.	管路の施設の地震時被害予測の検討（下水道総合地震対策計画）	18
25.	下水道地震対策計画の策定（下水道総合地震対策計画）	18
26.	事業実施効果の検討（下水道総合地震対策計画）	18
27.	下水道総合地震対策計画書の作成（下水道総合地震対策計画）	18
28.	関係機関への説明資料作成（共通）	19
第5-2節	下水道事業計画、下水道都市計画及び事業認可変更図書作成業務	19
29.	設計（共通）	19

30.	調査、計画及び設計、図書の作成（下水道事業計画変更）	19
31.	調査、計画及び設計、図書の作成（下水道都市計画変更）	20
32.	調査、計画及び設計、図書の作成（下水道都市計画事業認可変更）	20
33.	照査の目的（計画等変更業務）	21
34.	照査の体制（計画等変更業務）	21
35.	照査事項（計画等変更業務）	21
36.	その他	21
第6節	計画策定に必要な調査業務	21
第7節	実施設計業務・改築工事	22
37.	共通	22
第7-1節	実施設計業務	22
38.	一般事項	23
39.	測量業務	23
40.	実施設計	23
41.	地下埋設物調査(地中レーダー探査)	25
42.	照査	26
43.	提出図書	26
第7-2節	改築工事	27
44.	一般事項	27
45.	改築工事	27
第8節	公共汚水ます設置及び改築承諾調査業務	27
46.	一般事項	27
47.	調査	27
第4章	その他	28
1.	業務の完了	28
2.	災害時維持修繕協定の締結	28
3.	業務移行期間と業務の引継ぎ	28
4.	業務指標（PI）	28
6.	その他	28

第1章 総則

1. 業務目的

本業務は、市が管理する下水道管路施設の維持管理を事後対応型から予防保全型へ転換するために、巡視・点検、調査、清掃、修繕業務等の計画的維持管理業務、住民対応、事故対応、他工事等立会並びに緊急時対応等の日常的維持管理業務、下水道ストックマネジメント計画や総合地震対策計画等の計画等変更業務、計画に必要な調査、実施設計業務及び改築工事等を一括して複数年にわたって委託することにより、下水道管路施設に係る維持管理及び事業の効率化を図る。また、未普及整備に係る下水道事業計画の変更及び下水道都市計画決定変更及び認可変更の図書作成を実施設計業務と併せて実施することにより、下水道管路施設に係る事業を効率的かつ効果的に実現することを目的とする。

2. 適用範囲

- (1) 本水準書は、委託者が発注する河内長野市下水道管路施設包括的管理業務に適用する。受託者は、本水準書に従い、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。業務の概要は、(別紙1)業務概要に示すとおりである。
- (2) 本水準書及び別紙に疑義が生じた場合は、委託者と受託者との協議により決定する。

3. 履行期間

本業務の履行期間は次のとおりとする。

履行期間 委託契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4. 用語の定義

本水準書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「指示」とは、委託者の発議により、委託者が受託者に対し、委託者の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 「承諾」とは、受託者の発議により、受託者が委託者に報告し、委託者が了解することをいう。
- (3) 「協議」とは、委託者と受託者が対等の立場で、合議することをいう。

5. 費用の負担

委託者が行う業務の履行に係る検査等にもなう必要な費用は、本水準書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

6. 法令等の遵守

- (1) 受託者は、業務を実施するに当たり、(別紙2)遵守法令等に掲げる法令の他、関連する法令、条例、規則等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者が使役する全ての使用人等に対する関係諸法令の運用、適用は、受託者の責任と負

担において行わなければならない。

7. 中立性の堅持

受託者は、中立性を堅持するよう努めなければならない。

8. 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当たっては公益の安全、環境その他の公益を害することのないように努めなければならない。

9. 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに（別紙 3）業務着手時の提出書類に示す書類を委託者に提出し、その承諾及び身分証明書の発行を受けた上で業務に着手しなければならない。各書類の様式は委託者の指示によるものとする。
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要があるときは、直ちに変更届を委託者に提出しなければならない。
- (3) 受託者は、業務着手日以降、業務の実施期間中において、（別紙 4）業務実施期間中の提出資料に示す書類を委託者に提出しなければならない。各書類の様式は委託者の指示によるものとする。
- (4) 受託者は、業務が完了したときは、速やかに（別紙 5）業務完了時の提出図書に示す図書を委託者に提出しなければならない。なお、これらの図書のうち年次報告書に記載する考察には、各業務の結果を踏まえ、委託者の維持管理の一層の効率化に資する提言を含めるものとする。
- (5) 前各項の提出図書の他、委託者が提出を指示した書類は、指定期日までに提出しなければならない。

10. 官公署等への手続き

- (1) 受託者は、業務の履行期間中、関係官公署及びその他の関係機関との連携を保たなければならない。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、受託者が行うべき関係官公署及び関係機関への届出等を、受託者の責任と負担において、関係諸法令の定めるところにより行わなければならない。また、届出等に先立ち、その内容を事前に委託者に報告しなければならない。委託者が行うべき届出等には、受託者は書類作成及び手続き等に協力すること。
- (3) 受託者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき、または協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく委託者に報告しなければならない。

11. 業務実施体制

受託者は、（別紙 6）業務実施体制に定める体制を整えなければならない。

1 2. 再委託先の届出

- (1) 受託者は、業務の一部を再委託する場合は、業務の着手に先立ち、再委託届により、再委託先の名称、再委託の種類、金額、期間及び範囲等について届け出なければならない。
- (2) 委託者は、業務の実施に当たって、著しく不相当であると認められる再委託先について、交代を命ずることがある。この場合、受託者は、直ちに必要な措置を講じなければならない。

1 3. 河内長野市の契約からの暴力団排除

- (1) 平成 26 年 10 月 1 日より施行された「河内長野市上下水道部に係る契約からの暴力団排除措置要綱」により、受託者は、再委託先との契約時に河内長野市長あてに「誓約書」を提出しなければならない（500 万円未満の業務契約および再委託契約を除く）。
- (2) 受託者は、再委託契約後速やかに上述の再委託先からの「誓約書」をとりまとめ、委託者に提出すること。

1 4. 地域住民等との協調

- (1) 受託者は、業務を実施するに当たり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めなければならない。
- (2) 受託者は、地域住民等から苦情、要望等があったときは、遅滞なく委託者に申し出て、その指示を受けるとともに、誠意を持って対応し、その結果を速やかに委託者に報告しなければならない。
- (3) 受託者は、如何なる理由があっても、地域住民等から報酬、手数料等を受け取ってはならない。再委託先及び使用人等についても、当該の行為について十分指導監督すること。
- (4) 再委託先及び使用人等が前項の行為を行ったときは、受託者がその責任を負うこと。

1 5. 協力義務

- (1) 受託者は、隣接業務又は関連業務の受託者及び関連工事の請負者と相互に協力し、業務を実施しなければならない。また、他事業者が実施する関連業務が同時に実施される場合においても、これら関係者と相互に協力しなければならない。
- (2) 受託者は、委託者が自ら又は委託者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、委託者の指示によりこれに協力しなければならない。

1 6. 損害賠償及び補償

- (1) 受託者は、下水道施設に損害を与えたときは、直ちに委託者に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧しなければならない。この場合において、原状復旧に要する費用は受託者の負担とする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償に全責任を負わなければならない。

17. 工程管理

- (1) 受託者は、あらかじめ提出した業務計画書に従い、工程管理を適正に行わなければならない
- (2) 業務の計画と実績とに差異が生じた場合は、必要な措置を講じて、業務の円滑な進捗を図らなければならない。
- (3) 受託者は、毎月末、月次報告書により、業務の進捗状況等を委託者に報告するものとする。

18. 業務事務所

- (1) 受託者が業務を実施する事務所は、委託者の施設である河内長野市役所内下水道課執務室（以下、「業務事務所」という。）（河内長野市原町一丁目1-1）とし、無償で貸与する。業務を実施する場合は、委託者執務条件に準ずるものとする。また、河内長野市下水道維持管理ステーション（以下、「作業事務所」という。）（河内長野市清見台1丁目）の一部について、無償で貸与する。受託者は、当該事務所の使用に関して、業務の着手に先立ち、事務所使用申請書を委託者に提出し、その承諾を得なければならない。なお、作業事務所については、「河内長野市下水道施設包括的管理業務」の受託者が業務事務所としており、使用の際は受託者間で調整しなければならない。
- (2) 受託者は、前項の事務所を善良なる管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。また、業務の目的以外に使用してはならず、委託者の承諾なく改造等を行ってはならない。
- (3) (1)の業務事務所において、市民対応で使用する電話回線に係る使用料金は、基本的には委託者が負担する。但し、管路清掃に用いる洗浄水については、受託者で調達する。
- (4) 委託者が使用料金を負担する電話回線は、窓口専用とする。それ以外の電話回線が必要な場合は、受託者の負担で契約及び設置を行う。
- (5) 業務事務所の敷地に自家用車の駐車をしてはならない。但し、業務用車両3台分は委託者が確保する。自家用車の駐車をする場合、民間駐車場を利用するか指定場所に駐車するとともに駐車場使用料を徴収する。
- (6) インターネット等通信に関する契約及び設置は、受託者の負担とする。
- (7) 業務事務所における備品については、受託者が準備すること。業務終了後に退去する際には現状復旧すること。貸与品がある場合、故障等に伴う修理・交換費用については、受託者の負担とする。

19. 機材の準備

業務の履行に必要な機材は、受託者の責任と負担において準備をしなければならない。車両の配備については、作業車両を本事業専属車両として業務事務所に配備する。その他、受託者が準備すべき機材は、(別紙7) 準備機材に示すものを標準とし、迅速な対応がとれるよう準備すること。

20. 打合せ及び記録

- (1) 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と密接な連絡をとり、必要な段階

で打合せを行うものとし、その内容については、その都度、打合せ記録簿を作成、委託者に提出し、その確認を受けなければならない。

- (2) 受託者は、随時作業日報により委託者に報告しなければならない。
- (3) 受託者は、当該週に実施予定の作業内容について、週間作業予定表（週間工程表）を前週の木曜日までに委託者に報告しなければならない。なお、当該週の前週の木曜日又は金曜日が休日の場合は、水曜日までに委託者に報告しなければならない。
- (4) 受託者は、夏期休暇、年末年始休暇及び大型連休における緊急時の連絡責任者を定め、緊急連絡表により、委託者に事前に報告しなければならない。

2 1. 貸与資料等

- (1) 委託者は、(別紙 8) 貸与資料等リストに示す資料を、業務の実施に必要な都度、受託者に貸与する。
- (2) 受託者は、前項の貸与を受けようとするときは、事前に資料等貸与申請書を委託者に提出し、その承諾を得なければならない。

2 2. 参考図書

業務の履行において参考とする図書は、(別紙 9) 参考図書に記載された最新版図書とする。なお、これ以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ委託者の承諾を受けなければならない。

2 3. 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受託者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号）等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 作業中は気象情報に十分注意を払い、降雨予報が出された際は直ちに作業を中止できる体制とする。また、地震等が発生した場合は、直ちに対応できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、業務計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。

2. 安全教育

- (1) 受託者は、業務に従事する者に対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受託者は、酸素欠乏症等防止規則で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- (1) 受託者は、現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管路などに入入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気や有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、委託者が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (3) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、委託者及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。
- (5) 集中豪雨等に対する安全対策について、特に雨水が流入する管渠内において作業する場合に備え、下記について雨天時の対応等の安全管理対策を十分検討した内容を業務計画書に明記し安全管理体制を確保すること。
 - ① 雨天時の作業中止等の検討
大雨等に関する気象情報等による工事中止の判断
 - ② 気象情報等の取得体制の強化と作業中止判断への活用
雨量データ等のリアルタイムの情報の取得
 - ③ 管渠内作業員への退避行動の事前確認の徹底

集中豪雨発生時の退避行動（情報の伝達体制等）

4. 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 作業現場には、業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 作業区域内には、交通整理員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本水準書の定めるところによる他、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を委託者に報告すること。

5. 交通安全対策

- (1) 道路上にて作業を行う場合、受託者において所轄警察署に道路使用許可申請を行うとともに、道路使用許可に基づき交通安全施設を設置すること。また道路使用許可条件を遵守し、交通誘導員の配置、指導の徹底を行うこと。
- (2) 「都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めた認定道路」において、警備業者による交通誘導警備業務を行う場合、交通誘導警備検定（1級または2級）の合格証明書の交付を受けた警備員の配置が必要となる。
- (3) 道路上において作業を行う場合に使用する看板については、路上工事看板設置関連通達に基づくものを使用すること。

6. その他

- (1) 受託者は、作業に当たって、下水道施設又はガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生したときは、業務計画書に示す緊急連絡体制に従い、直ちに委託者及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受託者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により、直ちに委託者に届け出ること。
- (4) 道路管理者及び各占用物管理者と連携を行いながら、業務を実施すること。

第3章 業務内容

第1節 共通

1. 一般事項

- (1) 作業に当たっては、下水道管の管口を傷めないようにガイドローラ等を使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (2) 作業に当たり、仮締切を必要とする場合は、事前・事後に関わらずに委託者に報告すること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れがあるときは、直ちにこれを撤去すること。
- (3) 受託者は、作業に当たり、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び委託者の公害防止条例等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (4) 受託者が委託者の指示に反して作業を続行した場合及び委託者が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
- (5) 作業に当たり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させたときは、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (6) 作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業箇所の清掃に努めること。
- (7) 受託者は、点検・調査、修繕及び緊急時対応の各業務の結果について、維持管理情報として委託者の管理する下水道台帳システムにデータ反映をしなければならない。データの更新については月1回程度とする。

第2節 マネジメント業務

受託者は、本業務を実施するに当たって、複数の業務を総合的な視点で進行管理するとともに、要求水準を遵守するための施設の適正かつ効率的な管理を実施し、業務の目的を達成する必要があるため、統括的に業務をマネジメントすること。そのため、本業務の実施方針となる業務計画書を作成し、「河内長野市下水道管路施設維持管理計画」及び「下水道ストックマネジメント実施方針」と整合を図りつつ業務を実施すること。

2. マネジメント業務

受託者は、業務期間内において、一体的なサービスを効率的・効果的かつ安定的に提供し、当該業務に関する本市への積極的な提案、情報交換、その他必要な調整などマネジメント業務を実施する。受託者内での業務運営、また、委託者及び委託者が別途契約する業務受託者及び工事請負者との調整等を必要に応じ行い、適正な業務運営を行うこと。

3. 業務計画書

契約日の翌日から14日以内に、履行期間中における管路の維持管理業務の内容を網羅した業務計画書を作成し、前受託者との引継期間終了までに委託者の承諾を得ること。

履行期間全体を通じた基本的事項、スケジュールを把握できるように作成すること。

業務計画書には、以下の内容を記載すること。

- 1) 業務概要
- 2) 計画的維持管理の計画工程表
- 3) 現場構成
- 4) 業務体制
- 5) 苦情・事故発生時の対応計画
- 6) 緊急時対応計画
- 7) 災害時対応計画
- 8) 他工事等対応計画
- 9) 使用機材・資材
- 10) 巡視・点検、調査等の方法
- 11) 安全管理
- 12) 建設副産物処理計画
- 13) セルフモニタリング計画

4. 月間維持管理計画

月間維持管理計画の内容については、日単位で把握できるように作成すること。

また、毎月25日までに翌月の月間維持管理計画を作成し、委託者の確認を得ること。

5. 維持管理に必要なマニュアル

委託者及び前受託者から引き継いだマニュアル等について、業務を実施していく中で修正等を随時行い、委託者と受託者双方で確認すること。

6. モニタリング

委託者の示す「モニタリングの基本方針」に基づき、適正に対応すること。

第3節 計画的維持管理業務

7. 巡視・点検及び調査業務

- (1) パトロール、巡視・点検箇所

パトロール、巡視・点検の実施箇所は、(別紙1)業務概要に示す。

- (2) 作業時間

点検、調査に当たっては、道路使用許可条件を厳守すること。

(3) 調査機材

パトロール、巡視・点検、調査に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をすること。

(4) パトロール

- 1) 管路施設が埋設されている地上部（道路面、マンホール蓋及びその周辺）を車上より異常の有無を観察すること。過去のパトロール、巡視・点検、調査報告を参考に異常が想定される場合は、降車して観察を実施する。
- 2) 本市内水ハザードマップにおいて浸水が想定される箇所について、豪雨等の発生が事前に予測された場合、過去の浸水・道路冠水実績箇所について異常の有無を確認すること。
- 3) 異常が発見された場合は、直ちに点検を行い、適切な対処を行うこと。

(5) 巡視

- 1) 管路施設が埋設されている地上部（道路面、マンホール蓋及びその周辺）を観察し、異常の有無を目視により巡視する。
- 2) 下水道台帳との整合の確認をすること。

(6) 点検

- 1) 地上部よりマンホール及び本管の異常の有無を、点検ミラーとライトを用い可視範囲を目視により点検する。
- 2) マンホール蓋も、形状及び表面の異常の有無、ガタツキ等を目視により点検する。

(7) パトロール、巡視・点検全般

- 1) 管路施設の大部分は、地下構造物であり、地上での巡視・点検は、その項目が限られるが、面的に広い範囲にわたっており、それを効率的に行うには、計画的に実施する必要がある。
- 2) 本業務におけるパトロール及び巡視とは、マンホール蓋の開閉を伴わない、管路施設が埋設された道路の状態及びマンホール蓋の状態を定期的に観察し、管路施設における不具合等異常の予兆を発見するために実施する行為をいう。
- 3) 本業務における点検とは、マンホール蓋を開閉したうえで、マンホール内へ潜行した作業員による目視可能な範囲でマンホール及び管内の状態を観察し、不具合等異常箇所を早期に発見するために実施する行為をいう。なお、巡視・点検により異常が発見された箇所については、「8. 調査業務」等により調査を実施する。

(8) 異常時の処置及び報告

施設の機能障害及び事故等が直ちに発生する恐れが予測される場合は、速やかに処置方法を検討するとともに委託者に報告し、指示を受けること。点検、調査を行いその原因を把握すること。

(9) 作業記録

受託者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集、整理し、各業務報告書に添付して委託者に提出すること。

- 1) 撮影は、保安施設の状態、テレビカメラなど使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況の他、委託者が指定する内容について行うこと。
- 2) 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受託者の名称を明記した黒板を入れて撮

影すること。

8. 調査業務

調査業務については、維持管理上必要なものと、ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画の策定において必要なものに分類して実施する。維持管理上必要な調査については、今までの維持管理情報や、受託者が巡視・点検において必要と判断したものについて実施するものとする。計画の策定において必要な調査については、(別紙1)業務概要に示す。調査方法については、基本的には同様とする。

(1) マンホール目視調査工

- 1) マンホールに入り、マンホールの異常の有無を、目視及びテストハンマー、スケール等を用いて調査する。
- 2) マンホール蓋も、形状及び表面の異常の有無、ガタツキ等を目視により点検する。
- 3) 本管は、管口からライトで内部を照らし、可視範囲を目視により点検する。

(2) 管内潜行目視調査

- 1) 管径 800 mm以上の管路において、上流から本管に入り異常の有無を、目視及びテストハンマー、スケール等を用いて調査する。
- 2) 調査項目及び判定基準は、「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)平成25年9月」〔国土交通省水管理・国土保全局下水道部〕に基づき実施すること。

(3) テレビカメラ調査(広角カメラ)

- 1) 必要に応じ事前に調査箇所を高圧洗浄車等にて念入りに洗浄すること。
- 2) 上流マンホールから自走式テレビカメラを挿入し、下流マンホールへ移動させながら撮影し、画像処理技術を用いて管軸方向に展開図化し、異常の有無を調査する。
- 3) 調査項目及び判定基準は、「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)平成25年9月」〔国土交通省水管理・国土保全局下水道部〕に基づき実施すること。
- 4) テレビカメラの調査方法について、撮影内容及び方法の変更は、事前に委託者と協議し、その承諾を得なければならない。

(4) 取付管調査

- 1) 事前に取付管内を高圧洗浄した後、取付管テレビカメラを公共ますから取付管に挿入し、本管接合部に向けて移動させ、取付管の異常の有無を目視により調査する。
- 2) 公共ますは、地上から目視により調査する。

(5) 管口カメラ調査

- 1) 必要な内容を記載した黒板をマンホール下流側に設置し、カメラにて撮影を開始し地上部の風景、マンホール内部、管内を連続的に撮影すること。
- 2) 管内の撮影は、下流側管渠から開始し時計回りに撮影を行うものとする。
- 3) 調査方法・判定基準は、「スクリーニング調査を核とした管渠マネジメントシステム技術導入ガイドライン(案)平成26年10月」〔国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研

究部]に基づき実施すること。

9. 清掃業務

(1) 清掃箇所

清掃の実施箇所については、(別紙1) 業務概要による。

(2) 作業時間

作業に当たっては、道路使用許可条件を厳守すること。

(3) 使用機材

清掃に使用する高圧洗浄車、強力吸引車、その他業務に必要となる機械器具等は各作業に適するものを使用するとともに、業務に支障のないように受託者で用意しておくこと。

(4) 作業記録

受託者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して委託者に提出すること。

- 1) 作業前後の状況を同一方向で撮影すること。ただし、撮影が困難な場合は他の適切な方法で撮影を行うこと。
- 2) 作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- 3) 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受託者を明記した黒板を入れて撮影すること。
- 4) 下水道台帳システムの清掃情報への反映を行うこと。

9—1. 修繕業務

- (1) 清掃、点検等により不良、破損等を確認した場合は、速やかに補修等を計画し、その機能回復の方法について報告し実施すること。但し、委託者と受託者の修繕の範囲については、(別紙13) 修繕の範囲による。

(2) 作業時間

作業に当たっては、道路使用許可条件を厳守すること。

(3) 作業記録

受託者は、次の各項に従って、作業記録写真を撮影し、業務完了時には、業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して委託者に提出すること。

- 1) 作業前後の状況を同一方向で撮影すること。ただし、撮影が困難な場合は他の適切な方法で撮影を行うこと。
- 2) 作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- 3) 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受託者を明記した黒板を入れて撮影すること。
- 4) 下水道台帳システムの修繕情報への反映を行うこと。

(4) 受託者が行う修繕

- 1) 事前に作業計画を作成し修繕に備えること。

- 2) 修繕予定箇所を、委託者に事前に報告し、承諾を得ること（緊急時・災害対応時は除く）。
- (5) 委託者が行う修繕
- 1) 委託者が受託者以外の者により修繕を行う場合について、施工時に委託者と共に立会業務を行い、作業内容について現場確認を行うとともに、委託者に報告を行うこと。受託者以外の者が、委託者の指示と異なる作業を行っている場合は、直接請負者に対し指示できるものとし、その指示内容について委託者に報告を行うこと。
 - 2) 委託者からの依頼により受託者が修繕を行う場合（新たな契約行為を伴うもの）について、委託者からの指示内容に基づき、作業内容を検討し、実施すること。契約した内容に基づき修繕を実施すること。
- (6) 受託者は、修繕に伴う他占用物管理者との調整、立会等を行い、調整内容を委託者に報告するとともに、関連する従事者に対し周知すること。

9—2. 修繕業務（部分改築工事）

- (1) 維持管理計画等に基づき、修繕業務として部分改築工事を計画し実施すること。
- (2) 部分改築工事の箇所については、（別紙1）業務概要による。
- (3) 工事に際しては、図面及び数量書作成等を行い、事前に委託者に報告すること。
- (4) 作業に当たっては、道路使用許可条件を厳守すること。
- (5) 作業記録について、受託者は9. -1 修繕業務と同様に作業記録を作成すること。工事書類については、下記のホームページを参考に作成すること。
<https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/61/1750.html>
- (6) 下水道台帳システムの修繕情報への反映を行うこと。

10. 廃棄物の適切な処理

- (1) 本業務により、排出される廃棄物については、法令等に基づき適正に処分すること。
- (2) 産業廃棄物については、マニフェストシステムにより、発生から処分にいたる過程を適正に管理しなければならない。
- (3) 処分に関する書類の作成については、委託者の指示に従うこと。

第4節 日常的維持管理業務

11. 住民対応等業務

住民対応等業務とは、住民からの苦情・要望等の処置に関する住民対応と、下水道管路等における陥没・溢水等の事故対応の業務である。

- (1) 受託者は、住民対応等業務における体制を定め、委託者に届け出なければならない。
- (2) 受託者は、住民対応等業務における確認事項、対応・措置、報告等について、委託者と事前に調整・確認を行うものとする。
- (3) 受託者は、窓口電話を24時間受付可能な体制とし、住民対応・事故対応等について、概ね1時間以内に速やかに対応できる体制を整えるものとする。
- (4) 受託者は、管路施設における不具合等に対し、速やかに清掃・修繕を行うものとする。

- (5) 受託者は、住民対応等において必要な管路施設の点検・調査を実施する。
- (6) 受託者は、住民対応・事故対応、点検・調査等の結果を速やかに報告するものとする。

1 2. 他工事等立会業務

他工事等立会業務とは、委託者が行う修繕、道路管理者が行う工事・業務等、水道・ガス等の道路占有者が行う工事・業務等に対し行う立会業務である。

- (1) 受託者は、他工事等立会における体制を定め、委託者に届け出なければならない。
- (2) 受託者は、他工事等立会業務における確認事項、防護措置、異常時の対応・措置、報告等について、委託者と事前に調整・確認を行うものとする。
- (3) 受託者は、委託者の指示に従い他工事等の事前または施工時に立会業務を行い、損傷等を未然に防ぐための必要な確認、指示、措置等を講じるものとする。
- (4) 受託者は、必要に応じ取付管の点検調査を実施する。損傷等に伴う調査、修繕費用については、事故原因者に求めることができる場合がある。
- (5) 受託者は、他工事等立会の結果を速やかに報告するものとする。

1 3. 災害対応業務

災害対応業務は、豪雨や台風等予見できる災害等に対する事前待機及び災害時対応の初動支援を行う業務とする。

- (1) 受託者は、災害時及び緊急時における連絡体制及び出動体制を定め、委託者に届け出なければならない。なお、連絡体制及び出動体制を定めるに当たっては、常に迅速な対応が図れるよう、事前に委託者と協議の上、各々の役割分担を定めるものとする。
- (2) 受託者は、災害時等において管路施設の被災又は管路施設の被災による二次災害のおそれがある場合等は、委託者と密に連絡・調整を行うとともに、予め定めた緊急巡視・点検及び巡視・点検に応じた適切な緊急措置等を講じ、被災状況の把握に協力するとともに、二次災害の未然防止に努めなければならない。
- (3) 委託者は、災害時及び緊急時における連絡体制を受託者に通知するものとする。委託者にて実施する災害時対応訓練等への参加を受託者に求める場合がある。
- (4) 市において災害対策本部が設置された場合、委託者とともに受託者が本部指揮系統の傘下において業務する場合がある。災害時維持修繕協定に基づく応援要請を行った場合は、通常業務以外の費用を委託者が負担する。

第5節 計画等変更業務

第5-1節 維持管理計画、下水道ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画変更業務

本業務は、既に策定している「河内長野市下水道維持管理計画」、「河内長野市下水道ストックマネジメント計画」及び「河内長野市下水道総合地震対策計画」について、社会資本整備計画の進捗状況に併せ変更することを目的とする。

- (1) 受託者は河内長野市の下水道ストックマネジメント実施方針に基づき、現行の下水道ストックマネジメント計画の修繕改築計画の実施結果及び維持管理情報を踏まえ、本業務で実施する点検・調査の実施結果を受けて、修繕改築計画を策定するとともに、下水道総合地震対策計画についても実施計画を見直すこと。
- (2) 受託者は本業務で得られた維持管理情報をもとに、「河内長野市下水道維持管理計画」及び「下水道ストックマネジメント実施方針」についても、施設の状態を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測し、管路施設の将来投資計画（コストとリスクのバランスから見た将来の改築事業量等の把握）を見直すとともに、リスク評価の観点（管路施設の重要度・劣化状況等）から施設点検・調査計画も見直すこと。
- (3) 受託者は「下水道施設包括的管理業務」で実施している下水道ストックマネジメント計画策定に係る業務（処理場・ポンプ場）との業務間の連携が必要とあるため、受託者間の調整に協力すること。

1 4. 施設情報の収集・整理（共通）

現行計画の実施状況、維持管理情報等、必要となる施設情報の収集・整理、現地確認等を行う。

- (1) 施設情報収集・整理とは、上位計画・関連計画、諸元に関する情報、リスクの検討に関する情報、点検・調査に関する情報、修繕・改築に関する情報の収集・整理
- (2) 施設情報の電子データ化は、前受託者の成果品を利用すること。
- (3) 現地踏査は、既存の施設情報収集で得られた情報をもとに、特に地域特性、土地利用等の現地の状況確認が必要な個所を対象として現地踏査により確認を行う。
- (4) 防災等における計画資料の収集および整理は、発注者の防災計画資料から、防災拠点や避難所、緊急輸送道路等について資料を収集し、地域防災計画等を整合させるため以下の資料について収集整理する。
- (5) 管路施設点検・維持管理履歴・既往耐震診断情報等の関連資料の収集および整理は、既設管路施設に関する維持管理履歴やその結果、並びに既往の耐震診断結果や耐震化計画、その他本業務に必要な資料を収集し整理する。

1 5. リスクの評価（ストックマネジメント計画）

現行下水道ストックマネジメント計画等に基づくリスクの評価を必要に応じ見直す。

1 6. 施設管理の目標設定（ストックマネジメント計画）

現行下水道ストックマネジメント計画等に基づく目標設定を必要に応じ見直す。

1 7. 長期的な改築事業シナリオの設定（ストックマネジメント計画）

現行下水道ストックマネジメント計画等の実施状況を踏まえ、改築に関する複数のシナリオの中から費用、リスク及び執行体制を総合的に勘案し、最適な改築シナリオを設定に見直す。

- (1) 管理方法の選定は、業務対象となるすべての管きょについて、河内長野市の特性に応じて管理方法（状態監視保全、時間計画保全及び事後保全）を設定する。

- (2) 改築条件の設定は、最適な改築シナリオを選定するために、各施設の管理方法を考慮した上で、目標耐用年数による改築時期や改築に必要な費用を設定する。
- (3) 最適な改築シナリオの選定は、リスク評価及び施設管理の目標設定を踏まえ、複数のシナリオを設定する。費用、リスク及び執行体制を総合的に勘案し、河内長野市の実情に応じて事業費の平準化を考慮した最適な改築シナリオを選定する。
- (4) 長期的な改築事業シナリオのとりまとめは、(1) から (3) までの検討結果を50～100年程度の長期的な改築事業シナリオとして、修繕・改築対策施設、実施時期及び概算費用を取りまとめる。

18. 点検・調査計画の策定（ストックマネジメント計画）

現行下水道ストックマネジメント計画等に基づく点検調査計画を必要に応じ以下を踏まえ見直す。また、実施計画では、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度において、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用を掛けて、点検・調査を行うかを一般環境下と腐食環境下に大別して検討する。

- (1) 環境区分の設定
- (2) 点検・調査頻度の検討
- (3) 優先順位の設定
- (4) 点検・調査における単位・項目の検討
- (5) 点検・調査対象施設・実施時期の設定
- (6) 点検・調査の方法の検討
- (7) 概算費用の算定
- (8) 点検・調査計画のとりまとめは、現行ストックマネジメント計画における(1)から(7)までの検討結果を踏まえ、点検・調査計画として取りまとめる。

19. 修繕・改築計画の策定（ストックマネジメント計画）

維持管理情報及び本業務の点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度における改築の優先順位を設定する。また、実施計画では、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、修繕・改築を行うかを検討する。

- (1) 診断は、管路施設の異常の程度を評価し、対策の要否及び緊急度を明らかにするもので、潜行目視調査、マンホール目視調査又はTVカメラ調査等の結果から、以下の手順で実施する。
 - (ア) 異常の程度の評価
異常の程度の評価基準に基づき、異常の程度を評価する。
 - (イ) 緊急度・健全度の判定
異常の程度の評価結果を整理し、対策の緊急度・健全度の判定及び対策の要否（維持又は対策）の判定を行う。
- (2) 対策の必要性検討は、診断により判定された健全度・緊急度と、長期的な改築事業のシナ

リオを踏まえ、対策の必要性を検討する。

- (3) 修繕・改築の優先順位の検討は、従来の施設整備事業や地震・津波対策及び浸水対策事業などの機能向上に関する他計画を考慮し、リスク評価結果を踏まえて修繕・改築の優先順位を検討する。
- (4) 対策範囲の検討は、優先順位を踏まえた修繕・改築対策が必要と位置づけたスパンについて、修繕か改築かを判定する。管きょ以外に検討対象とした施設（マンホール蓋、マンホール、取付管〔公共汚水ます含む〕）で対策が必要と判定されたものについては、劣化状況に応じて、修繕か改築かを判断する。
- (5) 長寿命化対策検討対象施設の選定は、長寿命化対策の検討対象とする施設を選定し、現場状況、劣化状況に応じた長寿命化対策工法の有無の確認を行い、長寿命化対策を検討する必要性を確認する。
- (6) 改築方法の検討は、改築と判定した管路施設を整理し、更新（布設替え工法）か長寿命化対策（更生工法）かを選定する。また、ライフサイクルコストを算定し、長寿命化対策の実施効果を検証する。
- (7) 実施時期の設定及び概算費用の算出は、長寿命化対策施設及び長寿命化計画対象区域内の更新や修繕に必要な事業量の算出と概ね5～7年程度の実施時期を設定する。また、事業計画期間内に改築する管路施設の対象延長及び施工方法を整理し、年度別事業量、年度割概算事業費を算出する。
- (8) 修繕・改築計画のとりまとめは、(1)～(7)の検討結果及び他事業との整合を勘案した修繕・改築計画としてとりまとめる。

20. 報告書作成（ストックマネジメント計画）

報告書の作成では、管路施設ストックマネジメント実施方針に係るとりまとめ及びその概要書を作成するものとし、施設情報収集整理の内容、リスク評価の概要、施設管理目標、長期的改築事業シナリオ設定の概要、点検・調査計画の概要、修繕・改築計画の概要その他必要資料等を集成するものとする。

21. 現行維持管理計画の構成・内容見直し

現行維持管理計画の構成・内容を見直すとともに、下水道事業計画の変更等業務を踏まえ、持続的な事業管理を実現するため、事業管理計画として見直しを行う。

(1) 予防保全対象施設の絞り込みの考え方

膨大な下水道施設を効率的に機能確保する上で、リスク等を踏まえた予防保全対象施設の絞り込みの考え方を検討する。予防保全対象施設については、従来の管理方法（状態監視保全、時間計画保全）の考え方に加え、事後保全についても検討するとともに、維持管理の全体的なコスト削減を図る維持管理システムの構築を検討する。

(2) 点検・調査・改築等の一体的実施方針

点検・調査、診断、修繕・改築の基準など一連業務の実施方針を検討する。

2 2. 下水道施設の地震対策に関する基本方針の設定（下水道総合地震対策計画）

現行の下水道総合地震対策計画に基づく基本方針の設定を必要に応じ見直す。

2 3. 対象施設の条件整理および選定（下水道総合地震対策計画）

現行の下水道総合地震対策計画に基づく対象施設の条件整理および選定を必要に応じ見直す。

2 4. 管路の施設の地震時被害予測の検討（下水道総合地震対策計画）

現行の下水道総合地震対策計画に基づく管路の施設の地震時被害予測を必要に応じ見直す。

2 5. 下水道地震対策計画の策定（下水道総合地震対策計画）

現行の下水道総合地震対策計画に基づく下水道地震対策計画を必要に応じ以下の内容について見直す。

- (1) 耐震対策工法の検討
- (2) 減災対策の検討
- (3) 対策優先順位の検討
- (4) 概算事業費の算定

耐震対策および減災対策の検討結果に基づき、対策工法ごとの概算事業費を算出する。

- (5) 段階的整備計画の立案

適正かつ効率的な整備計画を策定するため、地域防災計画等の上位計画、下水道施設の整備状況および被害予測結果等を勘案したうえで、下水道管路施設総合地震対策計画の対象区域および対象路線を見直す。

本計画で設定する目標については、短期間のうちに実現可能なものとし、地域の施設や重要性等を勘案した防災目標とする。また、これら防災としての対策が十分整わない状況下で被災した場合にも下水道が最低限有すべき機能を確保するためにも暫定的な対応として減災目標も設定する。

- (6) 中長期対策計画の立案

緊急の目標に沿った計画と合わせて、中期目標および長期目標として段階的な防災対策および減災計画の考え方、概略的な規模を検討する。

2 6. 事業実施効果の検討（下水道総合地震対策計画）

個々の対策に対する効果を整理するとともに対策後の被害低減度等を検証し、公衆衛生の保全、浸水被害の防除、応急対策の確保、緊急時の輸送路の確保等管路施設の防災対策および減災対策について検討をする。

2 7. 下水道総合地震対策計画書の作成（下水道総合地震対策計画）

路線ごとの地震対策優先順位に基づき、緊急（概ね5ヵ年）に達成すべき耐震化対策に関する年次計画、概算事業費などを算出することで耐震化事業の実施計画を策定する。また、防災対策と合わせて実施することが効果的な減災対策について検討し、事業実施計画に位置づけすること

とする。

28. 関係機関への説明資料作成（共通）

計画の策定にあたり、住民及び財政部局や議会等関係機関にその内容を説明し意見聴取等を行うなど、理解と協力を得るための方策を検討する。また、方策の実行に必要な説明資料を作成する。

第5-2節 下水道事業計画、下水道都市計画及び事業認可変更図書作成業務

河内長野市下水道事業計画及び下水道都市計画及び事業計画認可に基づき事業を実施しているが、上下水道ビジョンにおいて令和6年度末の公共下水道の概成とされており、未普及整備事業の精査が必要となっている。令和2年度に生活排水処理計画を変更するため、その全体的な方針に基づき、計画変更することを目的とする。

29. 設計（共通）

(1) 一般的事項

受託者は、設計及び図書の作成に当たり、地域社会の動向、当該地域に係る下水道の基本計画及び流域下水道の事業計画との関連性、事業の施行、施設の維持管理及び総合的効果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

(2) 業務の手順

- 1) 本業務は十分協議打合せの後、施行するものとする。
- 2) 主任技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- 3) 打合せにおいては議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

(3) 現地踏査

現地踏査は、計画対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、地形及び排水系統等について十分な調査を行わなければならない。

(4) 関係機関への説明資料作成

計画の策定にあたり、住民及び財政部局や議会等関係機関にその内容を説明し意見聴取等を行うなど、理解と協力を得るための方策を検討する。また、方策の実行に必要な説明資料を作成する。

30. 調査、計画及び設計、図書の作成（下水道事業計画変更）

受託者は、委託者より提供した資料、受託者の調査した事項及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、事業計画図書を作成するものとする。

(1) 事業計画申請図書

- (イ) 事業計画書
- (ロ) 事業計画説明書
- (ハ) 下水道計画一般図（汚水及び雨水）（縮尺 1/10,000 程度）

- (ニ) 主要な管渠の区画割施設平面図（汚水及び雨水）（縮尺 1/2,500 程度）
- (ホ) 主要な管渠縦断面図（汚水及び雨水）（縮尺横 1/2,500 程度、縦 1/100 程度）
- (ヘ) 主要な管渠の流量計算書
- (ト) 下水放流先の状況を明らかにする図面（縮尺 1/50,000 程度）
- (2) その他参考図書
 - (イ) 区画割平面図（汚水・雨水）（縮尺 1/2,500 程度）
 - (ロ) 施設平面図（汚水・雨水）（縮尺 1/2,500 程度）
 - (ハ) 枝線の管渠流量計算書

3 1. 調査、計画及び設計、図書の作成（下水道都市計画変更）

受託者は、委託者より提供した資料、受託者の調査した事項及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、計画図書を作成するものとする。

(1) 下水道全体計画

生活排水処理計画と整合を図るため、下水道全体計画を見直すものとする。

- (イ) 計画説明書
- (ロ) 下水道計画一般図（縮尺 1/10,000 程度）
- (ハ) 区画割施設平面図（縮尺 1/2,500 程度）
- (ニ) 幹線管渠の縦断面図（縮尺横 1/2,500 程度、縦 1/100 程度）
- (ホ) 管渠の流量計算書

(2) 都市計画変更

生活排水処理計画との整合を図るため、下水道都市計画を変更するものとする。

- (イ) 計画書
- (ロ) 下水道計画総括図（縮尺 1/10,000 程度）

(3) その他参考図書

3 2. 調査、計画及び設計、図書の作成（下水道都市計画事業認可変更）

受託者は、委託者より提供した資料、受託者の調査した事項及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、事業認可変更図書を作成するものとする。

(1) 事業認可申請図書

- (イ) 申請書
- (ロ) 計画書
- (ハ) 資金計画書
- (ニ) 下水道計画一般図（縮尺 1/25,000 程度）
- (ホ) 主要な管渠の施設平面図（縮尺 1/2,500 程度）
- (ヘ) 管渠平面図（縮尺 1/500 程度）
- (ト) 区画割平面図（縮尺 1/2,500 程度）
- (チ) その他参考図書

計画概要書、都市計画用途地域図、主要管渠縦断面図、流量表、字界図、丈量図等

3 3. 照査の目的（計画等変更業務）

受託者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、成果品に誤りがないよう努めなければならない。

3 4. 照査の体制（計画等変更業務）

受託者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

3 5. 照査事項（計画等変更業務）

受託者は、下水道施設の計画的な維持、改築の重要性を十分に認識し、業務全般にわたり、次に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本事項の確認内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- (2) 検討の方法及びその内容に関する照査
- (3) 計画の妥当性（方針、設計条件等）の照査
- (4) 地震対策計画、浸水対策計画等との各相互間における整合性に関する照査

3 6. その他

受託者は、適正に業務履行をするとともに、次に示す事項について協力しなければならない。

- (1) 計画変更が、国の交付金対象事業となる場合は、国交付金交付要綱等に適合するよう実施すること。なお、交付金対象外の場合であっても、事業費の内訳を明らかにするとともに、事業費算出に用いた単価又は歩掛等が適正であることを示す根拠資料を示すこと。
- (2) 計画変更において、会計実地検査等に必要な資料作成、検査対応補助を行うこと。

第6節 計画策定に必要な調査業務

本業務は、下水道ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画に必要な調査業務を実施するものとする。

- (1) (別紙1) 2. 5. 計画に必要な調査業務の内容を、調査方法は、8. 調査業務及び(2)に基づき実施すること。

(2) 流量調査

流量計による流量調査は、汚水管の不明水調査を目的とする。

- 1) 期間は、令和3・7年度の不明水状況が明確になりやすい時期の28日間程度とする。
- 2) 調査箇所は、令和3年度は、ストックマネジメント計画に基づき新たに改築・更新を実施する地区とし、令和7年度は、令和3年度に実施した場所及び指定する箇所を基本とする。
- 3) 計測方法は、受託者により適切な計測方法を選定し機器を選定すること。
- 4) 調査については、設置後、7日毎に巡回点検を行うこと。

- 5) 調査後の分析については、委託者の所有する流量計データについても5年ごとに分析し、併せて不明水について分析すること
- (3) 委託者が別途業務委託を実施する際には、受託者は計画に必要な調査業務の提案を行うとともに、別途業務受託者への直接的な助言、モニタリングを実施し、適正な業務実施に協力すること。
- (4) 調査業務が、国の交付金対象事業となる場合は、国交付金交付要綱等に適合するよう実施すること。なお、交付対象外の場合であっても、事業費の内訳を明らかにするとともに、事業費算出に用いた単価又は歩掛等が適正であることを示す根拠資料を示すこと。
- (5) 調査業務において、会計実地検査等に必要な資料作成、検査対応補助を行うこと。

第7節 実施設計業務・改築工事

本業務は、令和2年度に変更した下水道ストックマネジメント計画の実施計画に基づく長寿命化対策事業や、下水道整備計画で示す未普及対策事業の実施設計を行い、長寿命化対策事業の管更生工事の一部を併せ行うことにより効率的な事業を実施する。

37. 共通

- (1) 受託者は、(別紙1) 1. 対象施設のそれぞれの実施計画に基づき、実施設計及び工事に関する方針、概要、スケジュール、年度別予算等をまとめた工事等計画書を策定すること。
- (2) 工事等は、業務期間内に実施する実施設計及び改築工事に関し、維持管理計画等を踏まえて立案すること。設計及び工事を行う上での留意事項(市や関係各署との調整事項、住民との調整事項、仮設計画等)をまとめること。その他、委託者が指示する資料をまとめること。
- (3) 年度別予算に基づき、実施設計業務・改築工事の実施を原則とするため、委託者の都合により変更となる場合がある。
- (4) 実施設計及び改築工事が国の交付金対象事業となる場合は、国交付金交付要綱等に適合するよう実施すること。なお、交付対象外の場合であっても、事業費の内訳を明らかにするとともに、事業費算出に用いた単価又は歩掛等が適正であることを示す根拠資料を示すこと。
- (5) 実施設計及び改築工事において、会計実地検査等に必要な資料作成、検査対応補助を行うこと。

第7-1節 実施設計業務

令和2年度に変更した下水道ストックマネジメント計画の実施計画に基づく長寿命化対策事業や、下水道整備計画で示す未普及対策事業の実施設計を行う。

受託者は、本水準書、工事等計画書を基に、工事の実施にあたり必要となる設計図、計算書等の作成を行うことを目的とする。

38. 一般事項

(1) 一般事項

- 1) 受託者は、技術者をもって秩序正しい業務を行わせると共に高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- 2) 受託者は業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。
- 3) 受託者は、業務実施に先立ち実施計画書を提出しなければならない。又、変更するときも同様である。
- 4) 業務は委託者と十分協議打合せの後実施するものとし、主要な作業段階のうち、あらかじめ委託者の指示した箇所については、委託者の承諾を得なければ次の作業を進めてはならない。
- 5) 測量用の機械器具は、各測量に適するものを使用しなければならない。この場合は委託者が不適当と認めたときはその作業をやり直し、又は取替えを命ずることがある。
- 6) 測標あるいは標杭設置のため、埋標又は設杭作業を行うときは、水道、ガス、地下ケーブル等地下埋設物に損害を与えることのないよう十分注意しなければならない。又、地下埋設物を確認したときは、その真上に設置してはならない。

(2) 立ち入り及び補償

- 1) 業務を実施するにあたり、国有、公有又は私有の土地に立ち入る場合は、関係法令に規定する証明を携帯し、関係者の請求があったときにはこれを提示しなければならない。
- 2) 現地への立ち入り立木伐採等を行う場合は、常に委託者と連絡を密にし、所有者又は占有者の承諾を得なければならない。
- 3) 借地料、伐採その他の補償は受託者において行うことを原則とする。

39. 測量業務

- (1) 縦断測量は基本的に管路中心線上を測量すること。
- (2) 横断測量は測点ごとに中心線に対して直角方向に指示する範囲を測量すること。
- (3) 使用する水準基標は本市担当者の指示するものとし、使用した水準基標の標石番号、所在、標高及び実施測量年月日を必ず縦断図、平面図に明記すること。
- (4) 仮水準基標は500m間隔を基準とし、沈下しない構造物を利用して設置すること。
- (5) 各路線に対して必ず1つ以上の仮水準基標を設置すること。
- (6) 上記以外の測量について、必要な場合実施すること。

40. 実施設計

(1) 調査

1) 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2) 現地踏査

設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を

十分に把握しなければならない。

3) 地下埋設物調査

設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

4) 公私道及び地番調査

道路、水路等について台帳図、法務局公図及び登記簿より所有者、地番、筆界を調査する。尚、これに伴う調査費用は受託者の負担とする。

5) 在来管調査

在来管調査は、3) 地下埋設物調査で行う範囲を超える調査であり、管路、マンホール及びますの老朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、底高等現地作業を伴うものをいう。また、現地踏査において把握した水路等についても同様とする。

6) 現場環境調査

道路状況、周辺状況を現地にて把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。

(2) 設計一般

1) 設計基準等

設計に当っては、委託者の指示する図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について委託者と協議の上、定めるものとする。

2) 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3) 事業計画図書の確認

受託者は、調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

4) 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料、既設管資料、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続によって貸与する。

5) 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

(3) 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には委託者の承認を受けなければならない。

1) 位置図 (S=1/2,500) は、地形図に施工箇所を記入する。

2) 全体平面図 (S=1/2,500) は、地形図に設計区間を記入する。

3) 平面図 (S=1/500) は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、マンホール及び立坑の位置・管きよの区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管きよの名称等を記入する。(舗装用平面図含む)

4) 詳細平面図 (S=1/50~1/100) は主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等特に詳細図を必要とし、監督員が指示する場合に平面図及び横断面図を作成する。

5) 縦断面図 (S=縦 1/100,横 1/500) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、掘削深、マンホールの種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管きよの位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称等を記入する。

6) 横断面図 (S=1/50~1/100) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、土被り、管底高及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称又は横断位置の名称等を記入する。

7) 構造図 (S=1/10~1/100) は、次の要領で記入する。委託者の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次号のような特殊構造のものは縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。

8) 仮設図 (S=1/10~1/100) は、次の要領で記入する。仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床堀高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

9) 家屋調査用影響図 (S=1/500) は、委託者の示す影響範囲角を用い、影響図を作成する。

10) 施設平面図、区画割平面図 (S=1/2,500) は、設計に基づき作成する。

11) 地番調査図 (S=1/500) は、里道、水路を着色し作成する。

(4) 各種計算

管きよ、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計、取付管・ます深計算等の計算に当たっては、委託者と十分打合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。

(5) 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法、事前事後処理等材料別に数量を算出する。なお、開削工に係る数量計算書作成データは、委託者から提供する。

4 1. 地下埋設物調査(地中レーダー探査)

地下埋設物調査(地中レーダー探査)とは、机上調査に基づく資料により、道路等に埋設されている他企業の埋設管の位置確認を主目的とする。ただし、調査により判明した不明管、特異点、特異箇所、その他構造物等、についても報告するものとする。

(1) 探査方法

1) 探査方式

地下埋設物調査(地中レーダー探査)とは、地中レーダー探査、電磁誘導法による探査、音波式管路探知器等による探査の総称であり、非開削による方法である。

2) 調査方式

a) 地中レーダー法は、地表面をゆっくり移動する送信アンテナ部から、地中に向けてパルス波を発射し、地下埋設物等(埋設管等)からの反射波を受信アンテナで捉え、捉えた

受信波に信号処理を施し、地中の断面画像としてカラーモニターに表示する。その断面画像から地下埋設物の位置を調査する手法をいう。

b) 電磁誘導法は、ケーブルまたは金属管に微弱な電流を流すか、非金属管の空間に小型発信器を挿入して地中に磁界をつくり、これを地上の受信器で捉えて、埋設管路の位置を探查する手法をいう。

c) 音波探查法は、調査箇所近接する消火栓及び量水器に発信部をセットして水道管内に信号波を流す。信号波、管内を伝搬すると同時に地中に放射線状に伝搬し地表に達する。この信号音波を地表に置いた受信器で捉え、信号波の最大点とメーターの最大指示点を求めることによって埋設の位置を探查する。

3) 調査

調査に際し、地中レーダー法・電磁誘導法を用いて調査するものとするが、現場での探查結果が机上調査の埋設位置と大きく異なる場合や、不明瞭な結果しか得られない場合については、音波探查法等その他の探查方法や調査を補足的に行い、探查制度の向上に努めるものとする。

4 2. 照査

(1) 照査の目的

受託者は、業務を遂行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、更に照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

(2) 照査の体制

受託者は遺漏なき審査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

(3) 照査事項

受託者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- 1) 基本条件の確認内容について
- 2) 比較検討の方法及びその内容について
- 3) 設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
- 4) 計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等）について
- 5) 計算書と設計図の整合性について

4 3. 提出図書

(1) 提出図書

提出図書について、受託者は委託者と協議し必要な図書を提出しなければならない。

(2) 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめ作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要・位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。また調査資料として、測量簿、公図の写し（里道、水路着色）、地積測量図（私道、その

他必要箇所)、登記簿謄本、明示確定図の写し(里道、水路)明示受付番号調書、地下埋設物調査等、委託者の指示に従い取りまとめること。

第7-2節 改築工事

44. 一般事項

改築工事は、管更生等による改築工事を基本とする。(開削を伴う工事は含まない。)

- (1) 受託者は、維持管理計画や下水道ストックマネジメント計画に基づき、40. 実施設計で作成した設計図書により、委託者が積算を行い作成した設計書・仕様書等をもとに、工事に着手すること。
- (2) 工事に関する法令順守は、全て受託者の責任により確保すること。また、受託者は要求水準書に明示されていない事項であっても、要求水準を確保するために必要なものは、委託者・受託者双方協議の上実施すること。

45. 改築工事

- (1) 作業に当たっては、委託者の指定する時間帯、及び道路使用許可条件を厳守すること。
- (2) 工事に当たって必要となる手続き等については、受託者の責任及び負担において行うこと。
また、市が関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合は、受託者は書類作成及び手続き等について協力すること。
- (3) 工事書類については、下記のホームページを参考に作成すること。
<https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/61/1748.html>
- (4) 工事情報の入力
工事情報等の内容に関して、必要に応じ市が管理する下水道台帳システム等に登録すること。
- (5) 竣工図書の提出と完成検査の実施
受託者は、工事が竣工した際、工事完了図書を2部提出し、工事が適正に行われたことを確認するため、委託者の完成検査を受けなければならない。

第8節 公共汚水ます設置及び改築承諾調査業務

調査業務は、委託者が発注する未普及対策及び長寿命化対策事業における公共汚水ますの設置箇所及び改築箇所を決定することを目的とする。

46. 一般事項

- (1) 調査にあたり受託者は、委託者が発注する未普及対策及び長寿命化対策工事計画に基づき、工事着手に支障とならないよう調査員を配置すること。
- (2) 調査業務は、委託者と十分に協議打合せした後に調査の実施にあたること。

47. 調査

- (1) 受託者は、委託者が発注する未普及対策及び長寿命化対策工事に伴い、公共汚水ますの

整備・改築対象家屋に公共汚水ます設置申請をする者が（以下「申請者」という。）があるときは、日程調整を行った後に訪問し、雨水排水設備及び汚水排水設備の調査・測量を行い、公共汚水ますの設置箇所または改築箇所を決定すること。

(2) 公共汚水ますの設置又は改築箇所が決定した後、申請者が記入した「公共汚水ます等設置申請書」又は「公共汚水ます等改築承諾書」を受け取り、取りまとめの上、委託者に提出し、報告すること。

(3) (2)に記載する雨水排水設備及び汚水排水設備の調査・測量結果を作図し、委託者に提出するとともに、改築箇所においては雨水管又は汚水管の誤接続を発見した場合は、速やかに委託者に報告すること。

第4章 その他

1. 業務の完了

(1) 受託者は、業務完了時に本水準書に指定された提出図書及び書類を提出し、委託者の検査を受けなければならない。

(2) 検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

(3) 委託者による検査の合格後、提出図書一式の納品をもって業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

2. 災害時維持修繕協定の締結

受託者は、契約後速やかに下水道法第15条の2に基づく「災害時維持修繕協定」を締結するものとする。協定内容については、契約後双方協議の上作成するものとする。

3. 業務移行期間と業務の引継ぎ

(1) 本契約締結日から履行開始日の前日までの期間を業務準備期間とする。

(2) 履行期間の最終3か月間を業務移行期間とする。

(3) 策定したマニュアルを移行期間において精査する

(4) 受託者は、業務移行期間において（別紙11）業務移行期間の実施方法等に従って業務の引継ぎを行うものとする。

4. 業務指標（PI）

(1) 受託者は委託者に対して業務期間を通じ、（別紙1）業務概要に定める内容の実施に加え、（別紙14）業務指標の目標値が設定されているものについては達成を目標とし、また目標値を新たに設定するものについては検討すること。

5. その他

(1) 本水準書、別紙に特に明示していない事項であっても、業務の遂行上、当然必要なものは、

受託者の負担において処理すること。

- (2) その他特に定めのない事項については、速やかに委託者に報告し、指示を受けて処理すること。